

外国為替証拠金取引規制につき思うこと

経済調査部長 絹川 直良

外国為替証拠金取引(取扱業者が顧客から預かった保証金を担保に、例えばその10-15倍程度の元本の外国為替取引を顧客との間で行う取引。外為マージン取引。)は日本では比較的新しい商品だが、海外では珍しくない。

1993-94年頃は広州や香港の隣である深センでも bucket shop といわれる多くの零細業者でこの外為マージン取引を手がけるところが少なくなく、彼らはそのカバー取引を香港の金融機関や外為マージン業者に求めた。中国には厳しい為替管理がある以上これは全くの違法取引であった(注1)。

一方、国境を隔てて隣の香港では、外為マージン取引が比較的古くから行われていた。しかし、ストップ・ロスや利益確定取引を、予め顧客より取得しているオーダーとは無関係に勝手に付けたりする悪徳な業者が後を絶たず、94年に香港当局は規制強化に動き、最低資本金制度やディーラー個人々の資格制度や罰則導入などの手当てを行った。これによって零細業者の多くは市場から消えた。

もっとも、4月22日付の現地報道(注2)によれば、外為マージン業者が1995年には50社あったのが年々減少したものの、2003年の11社から現在は16社に増加しているとしている。新規参入者のなかには Refco のようにインターネット・プラットフォームを提供し e-trading を可能にするところもある。記事を読む限りは既に外為マージン取引については必要な規制が施され、むしろオンライン取引が可能になることで外為マージン取引にはプラス・イメージが与えられているようだ。

日本の外為マージン取引についても、このところ強引な勧誘で高齢者などが多額の損失を負うトラブルが後を絶たず、今回規制に向けた動きが具体化している。この問題を審議している金融審議会の部会では、業者の登録制度、行政処分の在り方につき議論がなされ、中長期的には「投資サービス法」の制定も含め法整備を図ることで意見の一致を見たと報道されている(注3)。迅速に手当てが行われる必要があることは議論の余地がない。

しかし、外為マージン取引のもたらすメリットも忘れてはならない。日本の膨大な貯蓄の運用先として外貨建ての運用を組み込む必要があることには異論はなかろう。その過程で為替相場の動きにより敏感になる必要があることも事実だ。この点、シンガポール、香港等では、もともとそれぞれの自国通貨が大きく変動した経験もあって、外国為替取引は国民の身近な金融商品として定着している。台湾の様に、これは機関投資家も含めての話だが外国為替マージン取引が最近まで外国為替市場出来高の1割程度を占めていたところもある。株式をインターネットで売買する動きが盛んになっていること

からすると、日本でも外為マージン取引も条件さえ整えば今後盛んになりうる。海外から積極的にセールスが行われることもありえよう。

2003年12月20日付日本弁護士連合会「外国為替証拠金取引および不招請の広告・勧誘取引に関する意見書」は、外国為替証拠金取引の問題点として、ルール・監視の不在、詐欺的勧誘を誘発する仕掛け、および、取引システム自体の賭博性を挙げている。

このうち第一点、第二点は別として、最後の点は外為マージン取引自体を賭博行為とするものである。古く、FRA(Forward Rate Agreement)が差金取引として刑法上の賭博罪となる可能性があるとして東京市場での取引が低調であった話を想起させる。FRAはその後最終的には金融先物取引法で明示的に許容された。外為マージン取引については予断を許さない状況かも知れない。

外為マージン取引は、今後日本でも必要な取引と考えられる。しかし、そのイメージは良くない様だ。関係者の自主的な努力を含め、改善のために緊急になされるべきことは数少なくない。例えば、業界団体が行動規範を自主的に制定するだけでなく、ディーラーに資格制度を設け悪質な勧誘を絶つといった工夫も必要だろう。それによってイメージの大幅な改善が図られることがまず必要である。

(注1) このころ深センの外貨取引センターに付属して外貨マージン取引を手がけるセンターが設置され、富裕層をターゲットとしてサービスを提供しようとしたが、その設置の一つの目的は、これら零細業者の淘汰にあった。ところが、程なくして、中国では先物取引は投機であって厳禁という動きが表面化し、この深センのセンターも閉鎖された。

(注2) South China Morning Post 紙

(注3) 4月17-18日付各紙報道。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>